



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

第30回定期大会終了しました

組織人員維持、高齢者事業の具体的な検討をします！

後継専従候補者を組織内外から募ります！

組合活動、文化・レクレーション活動に組合員の担当を呼びかけます！

関生弾圧を許さず、生コン協同組合の民主化と組織の再生方針で頑張る
武建一前委員長らを支持し、可能な限り協力します！

11月30日（日）午後2時より、エルおおさかで第30回定期大会が開催されました。久保執行委員の司会で仲村委員長のあいさつ、釜ヶ崎地域合同労組の稻垣委員長の連帯あいさつがありました。

議長に金中執行委員、Mさんが選出され、選挙管理委員のKさんYさんが大会成立報告、第1号議案の活動総括を増永書記長、会計決算を仲村会計が報告され拍手で承認されました。第2号議案の活動方針・会計予算案が提案され拍手で承認されました。次にストライキ権の提案と役員・執行委員の立候補者が紹介され投票が行われ、休憩に入りました。スト権は満票、役員・執行委員の信任は満票もしくは圧倒的多数の信任でした。

新役員を代表して中山副執行委員長があいさつをし、団結がんばろうーで締めました。
【メッセージをいただいたところ】

神戸ワーカーズユニオン、ユニオンみえ、せんしゅうユニオン、ネットワークユニオン
東京、弁護士北本修二さん、東京統一管理職ユニオン、ユニオンおかやま

LGBT当事者の同意なき利用する会社、 適応障害とない団体交渉で解決しました

組合員 S



私は、性同一性障害の診断を受けトランスジェンダーとして生活を行い 15 年程になります。世間の性的マイノリティへの認知度が高まつたとはいえ、実際の職場では良好な関係を築けているケースはまだまだ少ないので現状です。

しかし今回の団体交渉の対象となったケースは、私の就業した職場の中でも特に悪質な扱いを受けた事業所でした。私はそちらの事業所が出した求人票を見て職業訓練校から応募をし、内定をへて入社の決断をしたところまでは良かったのですが、入社一週刊前に会社から呼出しがあり、求人票とは異なる職種への異動を言い渡され、入社してから判明した求人票とは異なる多段階試用期間・有期雇用での労働契約書を提示され、多少不満はあったものの、自身のマイノリティである立場を考慮しそのまま契約書にサインをし就業する事となりました。

その後もなんとか踏ん張って仕事を続けていたのですが、あろうことか会社の経営陣の判断で、LGBT 当事者である私の許可なく会社案内のスライドに無断で会社に「LGBT」在籍である旨を記載し会社の PR に利用した事を含め、信仰の自由を妨げる時間外労働の強制や、会社の業務に必要のない従業員への血液型情報の収集等会社からの数々の精神的苦痛が重なり適応障害となり就業が出来なくなった為、会社に内部告発を行ったのですが会社側は知らぬ存ぜぬを押し通し適応障害となつた事を認めず対抗姿勢を貫いて来ました。

私は事態を開くべく法テラスや大阪弁護士会の無料枠を利用したり等各種機関へ相談に向かったのですが、民事で裁判を行うにてもかえって時間と費用がかさみ精神的負担も大きいとの事で八方ふさがりとなっていました。

その後ネットでユニオンの存在を知り複数のユニオンの窓口へ相談を行つた所、「管理職ユニオン・関西」が一番情熱的で対応が早かつた為すぐに加入を決断し会社との団体交渉を行う事となりました。

当初、会社側は強硬な姿勢を貫いていたのですが、執行委員長をはじめ執行委員の方々の協力と情熱にて会社側の虚偽に対する矛盾点をあぶり出しながら、次々と会社側の不備・責任を認めさせ、結果的に 2 回の団体交渉で和解にこぎつける事となりました。

私にとって初めてのユニオン加入・団体交渉となりましたが、現在はおかげ様で、精神的にも経済的にも安心して快癒に向け自宅療養を行つており感謝しております。

会社から不当な扱いを受けていると感じたら一度「管理職ユニオン・関西」へ相談してみてください。

新執行部のあいさつ・抱負

執行委員長 仲村実

五期目の執行委員長になりますが、引き続き機関車となります



現在、管理職ユニオンとして活動しているのは東京管理職ユニオン、東京統一管理職ユニオンと私たち管理職ユニオン・関西です。過去には名古屋、札幌、福岡、岡山で管理職ユニオンがありました。管理職ユニオン運動も時代的必要性の減少、組織の現状維持が大変な状況となっています。私たちもその渦中にあると思っています。管理職だけでなく地域ユニオン、階層ユニオン、職種ユニオンなど多くの個人加盟ユニオン同様です。こうした中で、独自に自力でユニオン内に高齢者事業の設立準備に力を注ぎたいと思っています。それと関生弾圧を許さない闘い、生コン協同組合の民主化と組合組織の再生で頑張る武建一関生支部前委員長らを支持する活動に可能な限り応援したいと思っています。

日常組合活動ですが、昨年定期大会からこの1年、私一人の専従体制でした。すべての団体交渉に関わってきました。もちろんともに活動してもらった執行委員、組合員には大いに助けてもらいました。今年度はもっと活動参加の層を厚くしたいと考えています。事務所当番担当者を増やし相談や団交担当者を増やしたいのです。組合事務所をたまり場として組合員間の交流、協力・共闘を活発化させたいのです。私の後継専従は組織内外で候補者を募っていきますので、適任者・候補者がいれば紹介ください。

ともあれ2026年度活動方針を実行に移しますので、執行委員の責任担当決定と組合員の皆さんの協力が特に必要です。

世界は、戦争とアメリカファーストのトランプに振り回されています。日本では高市内閣が発足し、早々と労働時間の規制緩和の検討指示を出しています。アメリカへの追従の日米安保体制を基軸に中国封じ込め政策に同調しています。原発再稼働・新設まで言い出しています。とんでもないことだと思っています。

今一度、2006年大会で確認した「私たちの合言葉・たたかうスタイル」を皆さんに紹介していきます。以下のことを順次機関誌で紹介していきます。

(1) 闘う主体は組合員であるあなたです。(2) 元気をつかむ交流の機会、学習会に加わる。(3) 自分の事は自分でやる。(4) 敵は小さく・少なく、味方は大きく・多くする。(5) 人生観と価値観について大胆に討論し、脱会社人間の確立をする。

全力でがんばりますので、組合員の皆さんの協力をお願いします。

副執行委員長 山中健太郎

今年度も執行副委員長に任命いただきました山中健太郎です。

私は、現在大阪府堺市美原区に本社を置く日本フッソ工業株式会社に勤めており、営業に配属しています。

私が管理職ユニオン関西に加入して約13年になります。当時の総務部長からパワーハラスメント行為を受け、それをきっかけに管理職ユニオン関西に加入しました。その後、団体交渉を繰り返しましたが、解決に至らなかつたため、大阪地方裁判所に労働審判を申し立てて、会社側と和解が成立しました。

その後も、管理職ユニオン関西に加入した日本フッソ工業の社員4名とともに、会社内での問題に対して、改善要求等を求めて団体交渉を行ってまいりました。団体交渉を実施した事で改善された事例もあります。

執行副委員長という大役をいただき、その中でも労働者弁護団を担当させていただいている。今年7月に開催されました「労働者・労働組合と大阪労働者弁護団合同交流会」に参加し、様々な労働組合の方々や意見交換をすることができました。引き続き、労働者弁護団に関わる行事に極力参加し、情報発信していきたいと考えています。組合員の皆さんもお時間許すかぎり、労働者弁護団の行事に足を運んでいただけますと幸いです。

仲村委員長や執行委員の方々にお世話になりっぱなしで、これから知識を増やして、管理職ユニオン関西に対して貢献する事が求められます。昨今の情勢などで、特に若い年代の方々は、労働組合と関わる事が少なく、存在を知っていたとしてもどのようにすればよいか、迷い等もあると思います。私自身、これまで団体交渉、労働委員会への救済申し立て、訴訟等、様々な経験をしてまいりました。若い世代の方々に寄り添えるよう、組合員の皆さんにもご協力いただきながら、そして力を合わせて精一杯努めてまいります。

書記長 増永秀幸

今期も前期に引き続き、書記長に信任を賜り厚く感謝を申し上げます。

今期は記念すべき30期を迎えることができたことの歴史を誇りに思い感慨深いものがあり、これまでの組合活動を支えてこられた組合員の皆様方のご支援とご助力があってこそこの労働組合だと実感しております。

今期は組合員が働く場所を提供できる高齢者事業等を執行部で事業計画の具体化する方針が打ち出されていますので、私も参画して労働者協同組合事業を立ち上げられる体制基盤を考えていければと考えております。

何かと課題が多い局面ですが皆様方のご協力をお願いします。

書記次長 松岡大友

前期に引き続き、書記次長に任命いただきました松岡です。

微力ながら組合の活性化に力を注いでいきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

執行委員 久保雅司

昨年に引き続いて執行委員に就くことになりました。

この1年間、組合員と会社側との団体交渉に結構参加してきました。

会社側からの明らかなハラスメントにより苦しんでいる労働者が相変わらず多いと感じています。

今期もできるだけ団体交渉に参加をして、厳しい状況にある組合員の支援を心掛けます。

(ただ、我儘であるとか、会社側に理があると感じた組合員には、厳しくまたは冷たく接することがあるかもしれません。)

よろしくお願ひします。

執行委員　金中正雄

執行委員に選ばれました金中です。日韓連帯の活動を続けてまいります。韓国はいま国家財政が危機的状況で、

労災事故などが多く発生しても国家としては罰則を重くすることぐらいしかできない状態です。労働環境を根本的に改善することが労組に期待されていると思います。日本も財政規律が崩壊してついに通貨円の信認が揺らぐに至っています。円安のなか私たちは生活防衛に工夫が必要です。労働者が楽しく過ごしていくように皆さんとともに進んで行きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

執行委員　島津　潔

このたび、第30期 定期組合大会にて、執行委員として選任されました島津 潔でございます。管理職ユニオン関西にお世話になってから早いもので、ちょうど1年が経過しました。

今年の1年はとても良い年となりました。組合員みなさまのお力添えによる団体交渉を経て、会社側から概ね希望の労働条件を勝ち取ることが出来ました。以降は会社内での不当な扱いも皆無となり、むしろ役員全員が寄り添ってくるといった変化を感じ取っております。それからは会社内で自身の意見を全く遠慮することなく発し、間違いは即指摘し、若手社員へのフォローやアドバイス（組合への勧誘）等々に奔走する充実した時間となっております。

組合活動を振り返りますと、これまで自身含め11回の団交を経験しましたが、共通して言えることは、【気に入らない社員を、無理やり理由をつけて（退職或いは不利益な労働条件変更へ）追い込む】ケースが多いことです。しかも殆どがトップからの命令です。しかし、団交に登場する当該企業の総務部門は、その追い込み過程の中で、社内の合理的な規定や理由を確認せず、安易に強引に合意を取り付けようとしてくることです。

私はこれまで製造企業や社会福祉法人等で総務的な制度運営や組合活動を経験してきました。この経験が団体交渉に活きていると実感しております。即ち、殆どの企業の総務責任者は、総務の本質的な役割=社員の職場労働環境を正確に把握しつつ、適正に設計し、是正し、積極的に改善する、を知らない事には驚きました。同時に団交での指摘事項もこの点を掘り下げる事に腐心しました。今後はさらにこの点を研ぎ澄ますように努力します。

さて、これからは執行委員として、これまで同様に毎週金曜日は組合事務所に常駐するとともに、相談者からのヒアリングや、上述した点を意識しつつ団体交渉をパワーアップすることに取り組みます。

また、継続して映画会の運営や YouTube 動画作成の支援にも取り組みます。さらに、組合としての事業の模索にも取り組みたく思います。これは、組合運営基盤の安定化に資するのみならず、組合活動を PR することで、組合メンバーの拡大を画策するものです。現段階では未だ素案ですが、シルバー事業の実態調査を基に、組合メンバーが受け止める事が出来る事業を模索したいと思います。この点は関係する皆様と協力しながら進めて行きたいと考えます。

昨今の外部環境は、株価高騰とは連動しない（実感出来ない）不景気感や物価高騰による生きづらさが蔓延しています。当然、リストラや定年退職後の不利益変更の被害者も増えることでしょう。こうした人々に微力ながらも支えになるべく、組合員の皆様の声に耳を傾け、働きやすい職場環境の実現と組合の発展のため、誠心誠意努めてまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

執行委員 谷 秀樹

組合員の皆さま、賛助会員の皆さま。はじめまして。

私は、6月に当ユニオンに加盟してアースセキュリティから派遣契約終了及び雇用契約終了に納得できずに新たに紹介先が見つかる迄の休業補償、年次有休未取得日数分の賃金支給で闘いました。

派遣契約を含む有期雇用や無期雇用の労働者が派遣会社のさじ加減や派遣先の理不尽な扱いに抗するには労働組合に加入して闘う以外ありません。

大会における執行役員の立候補の自薦の文は、以下のように表しました。①管理職だけでなく、非正規や外国人、女性、若年層に安心して加入及び気軽に活動できるスタイルの改革、②組合員から幹部までの仲間が、仕事と家庭生活が両立できるまつとうな生き方ができる、これらの両立を阻む、保守性や硬直性の克服、③仲間が会社の同僚や知人・家族を犠牲や負担から、自己犠牲に陥らない活動スタイルの確立です。

労働組合が、仲間が職場のことだけでなく、家族からのユニオンへの誤解や偏見、職場の同僚からのユニオンへの誤解や偏見を解きほぐすアドバイスや援助ができなければ量の面から質の面から成長発展できません。

高市早苗政権が財界に対して、労働時間の規制緩和可能な労働基準法や労働契約法、派遣労働法を含めた労働関係法の大幅な改定を目指しています。

当ユニオンが自民党や日本維新の会の連立政権の奴隸労働や生活蔑ろに対して、労働者の職場の権利や人権を守る模範になれるよう取り組んでいきたい。



組合員学習会

「労働時間と規制緩和の動き」

2026年1月17日(土)午後2時～4時 講師:仲村委員長



労働基準法の労働時間に関する条文の解説と、財界・政府の労働時間の規制緩和=例外を拡大することの狙いを紹介します。

残業のない生活できる賃金を主張する、仲村委員長の話しあります。一緒に考え方交換をしましょう。

労働時間の規制緩和・裁量労働制拡大に反対する！ 低賃金がもたらす、残業で稼ぐという実態をどうしていくか！ 残業をなくす社会を大前提に考えよう！

高市首相が就任後、労働時間の規制緩和の検討を厚生労働省に指示しました。

厚生労働省が自民党の会合で『裁量労働制について残業など時間外労働の上限が「適用されない」との文書を示し、制度を不正確に説明していたことがわかった。適用外との説明は「働きかせ放題」との誤解を広げる恐れがある。』（朝日新聞 11/25）と指摘されたのです。これは単に労働時間規制の適用除外だけでなく、労働者派遣法（1985年法制化）特定専門職種から原則自由（すべてOK）に法改正されたように、裁量労働制も職種限定から対象がすべての業種・職種へ拡大することにつながります。



現行の法定労働時間は、原則1日8時間、1週間40時間です（労基法32条）。特例措置として、常時10人未満の商業・サービス業などの労働者を使用する事業場では、法定労働時間が1週間44時間・1日8時間（労基法40条）に緩和する特例がある。

これ以上の時間外労働・休日労働は、労働基準法36条に基づく労使協定もしくは従業員代表との協定により、月45時間、年間360時間となっている。さらに上限として月100時間未満、複数月平均80時間以内とされている。これは裁量労働制にも適用されている。

高市首相の労働時間の規制緩和の検討指示後、自民党の鬼木厚生労働部会長は、賃金が低いのを棚に上げ「バスやトラックをはじめとする運輸や建設といった業種だ。産業界での深刻な人手不足に、働き方改革が拍車をかけているとの批判を受ける」との労働時間規制への不満が多いという。「労働者自身が働きたい場合に働くなと法律で押さえつけてしまうことは、労働者の権利を侵害する」ことになるともいう。この部会長の結論は「働きたい人がしっかりと働けるようにしたい」である（日経新聞 12/1）。

日本経済団体連合会（経団連）は、2024年1月16日に「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」を公表している。「働き方のニーズの多様化や企業を取り巻く環境変化などを踏まえ、時代にあった制度見直しの検討を不断に行うべき」としたうえで、具体的に見直しを求める事項として、「労使自治を重視、法制度はシンプルに」ということで、①【過半数労働組合がある企業対象】労働時間規制のデロゲーション（適用の例外）の範囲拡大、②【過半数労働組合がない企業対象】労使協創協議制（選択制）の創設などを政府に求めてきた。

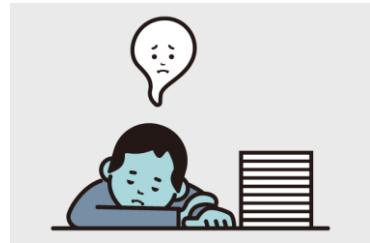
「働き方のニーズの多様化」、「労使自治を重視」などを指摘するが、狙いは労働基準法による労働者保護からの逸脱、適用の例外を拡大・規制緩和の「労使自治」の名の下に企業内で自由にできる法制化である。

「働き方のニーズの多様化」として、あたかも労働者から労働時間規制を外す「ニーズ」があるかのように指摘するが、健康を犠牲にして働きたい労働者のニーズなど存在せず、生活時間を削ってまでも働きたいとする労働者はごく少数である。

労使自治の尊重という名の下に規制緩和を狙っている。強行法規としての労働時間規制を見直す必要はない。

現実の職場では労働時間規制が遵守されてこなかった実態（その典型が『ただ働き』）が今日なお多くあります。過労死なども未だに頻発しています。労働時間規制からの逸脱を拡大するのではなく、その遵守を徹底することが必要なのです。

1986年に施行された労働者派遣法は、高度な職種に限定してスタートしましたが、その後職種が拡大して原則すべての業種・職種が自由となっていました。これと同じように、今、副業・兼業についても規制緩和が目論まれています。労働基準法38条は「労働時間は、事業所を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用においては通算する」も同様です。「通算除外」、つまり残業時間の割増からの除外となるのである。勤務時間外の業務電話・メール対応も拒否できる権利こそ必要なのです。



残業で賃金を増やしたいニーズには、本来、賃上げであり、生活でき・余裕が持てる賃金の見直しで対応すべきである。

労働時間規制は、柔軟化を口実として進んできた結果として例外が多い。例外を作ることによって1日8時間、週40時間の大前提が崩されているのです。

財界は労基法の36（さぶろく）協定を結べば残業が当然できるという考え方です。残業で稼ぐという考え方でなく、残業をなしにしようという賃上げ、生活に余裕が持てる賃金と確実な自由時間確保こそ必要であると考えます。

今のところ連合も、全労連も全労協も労働時間の規制緩和に反対しています。現在の時間外労働・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）は、過労死ラインの水準であり、上限を段階的・計画的に引き下げていくべきだと主張しています。

経団連等の財界、政府の労働時間の規制緩和・裁量労働制の職種・業種拡大に反対し、その反対勢力を拡大しよう。

私の考え方は、シンプルに労働時間の短縮・残業そのものを認めない賃金獲得・労働基準法36条の廃止という観点です。（執行委員長 仲村実）



会社側団交出席者の力量 その能力があるのか？

最近腹が出てきた組合員

この2年間、私の生活様式の変化により、日々の過ごし方が大きく変わりました。どういうことかといえば、勤めていた企業を退職し、時間的な余裕が出てきました。そのため、機関誌で度々取り上げてきた兵庫県知事問題を見聞きし、斎藤知事を辞めさせるための活動にも参加する機会が増えたのもそのためです。また、組合に関するものについては、組合員の団体交渉へも結構参加するようになりました。

今回は組合の申入れた団体交渉を受ける会社側出席者(殆どは総務、労務、人事などの担当役職者、弁護士、社労士など)について、具体的な団交から彼らにどう対応するのが当該組合員にとりメリットになるのか、少しでも参考になればと思いざっくりとしたものですが、事例をあげることにしました。皆さんの参考になればと思います。

まず、組合員 K さんが勤務する H 社について、

私が K さんの団交に参加したのは豪華ホテルの天井が高く広い部屋で 9 月に行われた一度のみですが、会社側総務役職者の一見高級そうなスーツをまとった見た目にまず嫌悪感。

会社はKさんを退職に追い込むべく経験のない部署への異動をさせています。

さらに会社は K さんを見張るが如く、また事務所全体にも波及する形で昼夜休みにも音声を含め、記録する監視カメラの設置をしていました。会社は監視ではなく、安全配慮を勘案したものと主張。当然、組合から異動の撤回とカメラ撤去要求をしたのですが、総務役職者は鼻であしらうように拒否。

会社側弁護士(なんと 3 名も出席していた)も法的に問題はないと偉そうに言い放つ。

参加した組合員が次々と会社の不当さを指摘、気の短い私はその弁護士らを「オマエ！」呼ばわりをして、矛盾点を投げつけていました。

K さんの案件は法廷で争うことになりましたが、こんな連中(総務役職者、弁護士ら)の意のままにされないように支援を続けていきたいと思っています。

組合員 O さんの勤務する T 社の件、

O さんは組合員歴が長くこれまで何度も何度か度々団交をしてはいましたが、最近の上司のパワハラや処遇について、気持ちが抑えきれず、ここ数ヶ月で 3 度継続的に団交を行ってきました。団交議題の中心は O さんが会社のために評価されてしかるべき行為が逆に不当な扱いを受けているというものです。

私は以前の O さんの団交には参加していないのですが、今回の 3 度の団交で会社の総務役職者を中心として O さんを痛めつけていることは間違いません。直近の団交では私と参加した S 組合員とともに徹底して、その総務役職者の無能さをあげつい、O さんの立場を脅かしているかに焦点をあてて攻め続けました。仲村委員長は落ち着いて、組合としての要求をまとめ上げていました。会社側で出席していた頭脳明晰そうに見える弁護士に殆ど言葉を差しはさむ余地を与えず、せいぜい言い訳程度に思える発言しかできなかったように思えました。

この件もこれからはもっと弁護士も含め会社の理不尽さを攻め続けることが良いのではと考えています。



組合員 M さんが勤務する IT 会社 X 社について、

団交を 2 回行いました。

X 社出席者は社長他 2 名でした。

出席した社長は弁護士の指導があつてか、冒頭に組合からの要求にはその根拠となる法律の条文を示せと言い放っていました。

それでは、組合から会社が M さんに行ってきた行為がどの法律の何条によるものか、M さんの属性を利用して会社の利益につなげようとしたことの法的根拠を求めましたが、社長は無言を続けるのみで、M さん、私も声をあげて批判、非難をしました。

2 回目の団交は会社側弁護士も出席しましたが、労働法制を理解していない情けない弁護士で、1 回目と同様会社社長と弁護士への批判を繰り返しました。

その後、仲村さんがとりまとめ、M さんが納得する形の和解で終えようとしています。

最後にC法人勤務の W さんについて、

C 法人は W さんにかなりなパワハラを繰り返していました。

Wさんはその証拠をいくつか持っており、その内容はC法人に相当な非があることは明らかでした。

団交ではパワハラ事案を突きつけ、法人側代理人弁護士も冷静に判断したと思います。後日、その弁護士よりキチンと調査する旨の回答がありました。

この件はその弁護士が所属するのが遵法派弁護士事務所で、仲村委員長もその事務所とは昔から程よい距離感で互いに接してきたこと、組合員のSさんが調べたところ、件の弁護士自身(40歳前後か)が他にも公的な委員会の委員や企業の役員に就任している等、相当優秀な弁護士で客観的な判断のできる人物だと推察され、問題解決に向け動いたと思われます。

良い方向に向かい、Wさんにも希望が持てる道筋が引かれようとしていたのですが、突然そのWさんが組合を脱会しました。

「あー、(上述の)弁護士の手腕をもっと見てみたかった」というのが実感です。残念！



帰ってきた Mr.K

なんでもエッセイ

第13回

1987年バブル時代のこと。私が勤務した岡三証券には研修センターが山梨県の富士急ハイランド（当時）の近くにあり、いろんな講演や討論会などがあったように思います。

一つしっかりと記憶に残っているのは全員が出席した発表会のような場で10分間程のスピーチを私がしたことです。韓国にその年の3月に行ったときの体験を語り、海外の動きについての広い視野を持つことの大切さを訴えました。新入社員数十名の中の数人の発表だったので、普段目立たない控えめな私もかなり目立ったかもしれません。

今にして感じるのは、岡三証券は人材を使い捨てにする企業が多い中でしっかりと教育を考えていたのだなということです。「えーからいちいち逆らうな」「細かいことごちゃごちゃ聞いてくるな」みたいな先輩社員のいる会社だと人は育ちません。今でも山梨県を旅行すると当時のことを思い出します。

神戸支店に配属されて夏に入ろうかという季節でしたか、奈良県から三重県にかけて連なった大峰山へ登る研修キャンプというのがありました。このときは山岳部出身だった私にはきつくな行程でしたが、他の参加者はきつかったかもしれません。昭和の時代というのは結構根性ものというかスポコンものと思われる研修がありました。令和の時代にはちょっと記述しにくい内容かも知れません(笑)。今となっては懐かしい思い出です。この大峰山の研修で仲良くなった他の支店の同期生と休憩時間とかにずっと囲碁を打っていたのを思い出します。



新入社員の配属を決める理由が単にその課所が人手不足だからだとか、本人の適性も考慮しないで決められた配属先で全く教育訓練がなされないといった会社もあります。

「言うとおりにしてたらいい」みたいな対応だと社員は育ちません。



その点、岡三証券にはそれなりの教育ポリシーがあったということだと思います。
就活する若い人にはその企業が人を育てる企業なのかしっかり見極めて欲しいものです。

原発・核燃からの撤退を！ ‘25関西集会 に参加しました

執行委員長 仲村実

11月22日土曜日の13時40分からドーンセンターでした。私たち管理職ユニオン・関西も、この集会に賛同しました。

主催者のあいさつの後、青森からの報告として、六ヶ所村の「核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団」の代表である弁護士の浅石さんという方が、「私たちが再処理を拒否する理由」をテーマにパワーポイントを使って講演されました。危険性、再処理の不経済性などについては、資料がありますので、ほしい方は申し出てください。

原発・原発関連施設はいつも過疎地が候補地になります。六ヶ所村がなぜ建設地の白羽の矢となったのかです。六ヶ所村は三沢基地の北に位置します。

電気事業連合会（電事連）は1984年「過疎地だから立地要請」、青森県知事は1985年「この事業を断れば永久に救われない」ということで六ヶ所村に決定し再処理工場建設は1993年に着工、当初1999年8月竣工予定であった。しかしガラス固化の失敗でアクティブ試験中止となる。27回の延期を繰り返し、現在、稼働の見通し立っていません。

続いて特別報告として衆議院議員山崎さんが、国会での経済産業委員会・原子力問題調査特別委員会での質疑・答弁の内容を紹介しました。

最後は加藤登紀子さんの朗読「核の時代80年の歴史」、はだしのゲンが出てくる朗読、なかなかよかったです。歌は“100万本のバラ”と、久しぶりの私の好きなジョン・レノンの“イマジン”でした。さすがに生の歌は良かったです。

イマジンの歌詞（和訳）

想像して、そこに天国はないと それは簡単だよ、やってみて 足元に地獄なんてない
上にあるのは空だけだよ 想像して、全ての人たちが 今日の為に生きていると

想像して、そこに国なんてないと そんなに難しくないよ 殺すことも死ぬこともないんだ
そして宗教もなくて 想像して、全ての人たちが 平和に暮らしていると

あなたは私のことを夢見がちだと言うかも でも、僕一人ではないはず いつかあなたも、
僕たちと一緒にになって そして世界が一つになるんだ

想像して、あなたに所有物がないことを あなたにできるかな 貪欲や空腹の必要もない
人類みな兄弟さ 想像して、全ての人達が この世界を分かち合うんだ

あなたは私のことを夢見がちだと言うかも でも、僕一人ではないはず いつかあなたも、
僕たちと一緒にになって そして世界が一つになるんだ

～1971年～ 作詞・作曲： John Lennon/ Yoko Ono

組合員親睦の



忘・望年会に来てください

☆**12月20日(土)午後2時～ 組合事務所で行います。**

☆参加費 500円

★メインは、大なべで [おでん] をつくります

★みんなの持ち込み歓迎です!!

※準備の都合がありますので、申し込み連絡をお願いします。

